

6 監 第 5 8 号
令和 6 年 8 月 30 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森 敏	行
同	橋 本	幸 三

令和 5 年度京都府内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和 5 年度京都府内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

京都府知事が作成した内部統制評価報告書について、評価が手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

3 審査の実施内容

先に策定した「内部統制評価報告書審査計画」に基づき、調査員が各部局の定期監査時に制度の運用状況を確認するとともに、監査委員会議において評価部局からの説明を聴取した上で審査を行った。

また、これまでの監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和5年度京都府内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると考えられる。

しかしながら、同一所属における前年度と同様の不適切事務及び年度内に是正できなかった不適切事務が発生し、運用上の不備として報告されたところである。不適切事務発生時の速やかな是正や改善状況に係るチェックの強化など、再発防止に向けた組織的な取組が必要であり、内部統制制度の運用については引き続き改善の余地があるといえる。

所属長の責任のもと、各所属で重点的に取り組むべきリスクや不適切事務発生時の的確な対応について主体的に検討し、全ての職員が認識を共有するなど、内部統制制度が有効に機能するよう取組を推進していただきたい。